

第11回 デジタルガバメントワーキング・グループ
議事概要

1. 日時：令和3年4月27日（火）15時00分～16時30分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員） 高橋滋（座長）、岩下直行（座長代理）、南雲岳彦
（専門委員） 住田智子、田中良弘、中林紀彦、濱西隆男、林達也、八剣洋一郎
（オブザーバー） 尾原内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室内閣参事官
（事務局） 黒田規制改革推進室次長、山西規制改革推進室次長、
大野参事官、藤山企画官
（ヒアリング出席者） 内閣府：阿南規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム参事官
国土交通省：金子自動車局自動車情報課長
国土交通省：佐橋自動車局整備課長
法務省：中野渡民事局民事調査官兼民事調整官兼民事監査官
警察庁：高水交通局交通指導課長
外務省：山口領事局旅券課長
特許庁：清水総務部総務課長
総務省：小川自治行政局行政課長
国土交通省：天河大臣官房審議官（不動産・建設経済）
国土交通省：柳瀬大臣官房会計課公共工事契約指導室長
国土交通省：井上大臣官房技術調査課建設技術調整室長
国土交通省：鎌原不動産・建設経済局建設業課長
経済産業省：村上中小企業庁経営支援部長

4. 議題：

（開会）

1. 手数料等の支払方法の利便性向上について
2. 行政への入札・契約手続の簡素化について（フォローアップ）
（総務省及び国土交通省からのヒアリング）
3. 地方公共団体のデジタル化について（フォローアップ）
・経営革新計画の申請等手続について
（経済産業省からのヒアリング）
4. 規制改革ホットラインの処理方針について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋座長 定刻となりましたので、第11回「デジタルガバメントワーキング・グループ」を開会させていただきます。

委員、専門委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

今回もオンラインで開催をしております。お手元に資料を御準備していただき、御参加をお願いいたします。

会議中は雑音が入らないよう、画面左下のアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言の後は、再度ミュートにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。

御発言いただく際は「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、順番に指名をさせていただきます。

なお、進行時間を遵守したく存じます。大変恐縮に存じますが、質問につきましては要点を縛ってコンパクトをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

本日はオブザーバーとして、内閣官房IT総合戦略室、尾原参事官にも御同席をいただいております。お忙しいところをありがとうございます。

それでは、早速、議事1「手数料等の支払方法の利便性向上について」に移ります。

行政手続のデジタル化を進める上で、印紙払いの見直しなど、手数料等の支払方法の見直しは欠かせません。本日は、キャッシュレス化に取り組んでいる河野大臣直轄チームの阿南参事官より、事前に御提出いただきました資料を基に御説明を頂戴したいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくをお願いいたします。

○内閣府（阿南参事官） よろしく申し上げます。河野大臣直轄チームの参事官、阿南です。

資料に基づいて御説明しますが、まず、大臣直轄チームについて説明させていただきます。大臣直轄チームは、規制改革のホットラインとか自治体から寄せられた要望、意見について、大臣から優先的に取り組むべきものの指示を受けまして、取り組んでございます。

本日御説明する手数料等の支払方法の利便性向上につきましても、規制改革のホットラインにも要望が寄せられておりまして、これまでも大臣から省庁に個別に検討をお願いして取り組んでまいりましたけれども、大臣から御指示により、今後は方針を定めて全体的に進めていくこととしたいので、本日御説明させていただきたいと思います。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。画面に出ていると思いますが、最初は現状のところでございます。

現在、各省の手数料等は、印紙払いのみが可能となっているものが多くありまして、利用者にしてみれば郵便局等で印紙を購入して、申請書等に貼りつけた上で、窓口に出すと

ということで、余計な手間がかかっているという状況であります。いわゆるデジタル手続法によって、オンライン申請を行った場合は、多くの手続でネットバンキングが可能になっているほかは、税・社会保障、特許手数料など、一部でクレジットカード払いが可能となっています。

一方で、各省の窓口で支払う場合は、印紙払い、また、金融機関の納付書を持参する必要があるものが多くあり、クレジットカード払いが可能なものはほとんどないような状況です。

次に、下の方ですけれども、それを踏まえた見直しの方針です。

大臣からこういう形で進めていけということで指示を頂いていますので、それを書いてございます。

まず、第1に、オンライン納付を推進することとしております。支払件数が多い手続については、自宅にいながら支払いが行えるよう、クレジットカード、ネットバンキング等によるオンライン納付が行われる方法を最低でも1つは導入することとしております。

次に、窓口の利便性ですけれども、下の①、②に書いてございますが、何らかの理由でオンライン納付に対応しない場合や、オンライン納付に対応しても、引き続き窓口で多く支払いが行われるだろうというものにつきましては、現金払い、またはキャッシュレス払いができる方法を最低でも1つ導入するべきということにしております。

カード端末の設置などのコストもかかりますので、すべからく全部ということにはしておりませんで、件数の多い手続を対象にしております。

それから、次のページですけれども、最も多いグループで、年間100万件を超える5つの手続の検討状況をまとめたものです。これらにつきましては、昨年以來、河野大臣から各省に対して個別に検討依頼をしていたものでありまして、各省から検討状況を聞いて、まとめてございます。

左側が現在の納付方法、右側が各省が追加しようと検討している納付方法を赤字で記載してございます。

上から順に御説明します。まず「自動車登録」です。車検の類いですけれども、昨年、河野大臣が運輸支局の現場を視察されまして、その際に印紙払いの現場も見たのですけれども、支払方法以前に紙を前提とした運輸支局の業務処理全体の見直しが必要ではないかという御指摘がありまして、まずはそこから検討してもらおうのだろうということになってございます。印紙をはじめとした支払方法につきましても、その中で見直しを検討していただくことにしております。

それから「登記」ですけれども、現状、オンラインの場合はネットバンキング、ATMが利用可能でありまして、窓口は収入印紙、金融機関、納付書、郵送の場合も印紙が中心になってございますが、検討としては、オンラインの場合はクレジットカードを使えるようにしよう、窓口においてもクレジットカードを使えるようにしようという方向で検討すると回答を頂いております。

続きまして「交通反則金」でありますけれども、これは平日昼間に納付書を持って金融機関に支払に行かなくてはいけないのが現状であります。ただ、件数が多いため、金融機関側の負担も大きくなっており、見直しが必要ではないかということで、これにつきましても、昨年来、河野大臣から警察庁に対応をお願いしてきました。

先週の金曜日に、河野大臣から記者会見で発表したばかりなのですが、警察庁の方で検討いただいたのは、交通反則金は申請行為がありませんが、ネットバンキング、ATM、クレジットカード、それから、窓口で払う場合としては、今までと同じ金融機関に加えて、コンビニでも払えるようにしていきたいと聞いてございます。

このうち、まず、ネットバンキング、ATMにつきましては、6月28日から、最初、秋田県と島根県の2県で試行的に導入しまして、実施状況を検証の上で順次拡大していく方向と聞いてございます。そのほか、クレジットカード払い、コンビニ払いについては、少し時間をかけて、実現に向けて検討していくと聞いてございます。

それから、次の「旅券」、パスポートですけれども、これにつきましては、今、収入印紙で都道府県の窓口で払うことになっておりますが、今後につきましては、オンライン申請を可能にして、クレジットカード、ネットバンキングでできるようにすると。窓口でもクレジットカード払いができるように検討していくと聞いてございます。

最後に「特許等」ですけれども、特許は、現状でもいろいろな支払い方法が利用可能になってございますが、特許庁の窓口、それから、郵送の場合の支払いは印紙が中心になってございます。

今般、3月、特許法の改正をもう既に提出しておりますが、それによってクレジットカード払いを窓口でできるようにしようとしてございます。

それから、下の方に赤い字でいっぱい書いてありますけれども、特許庁の支払方法として、あらかじめ特許庁にまとまったお金を納付しておいて、特許申請をするたびに、そこから必要額を支払ったことにするというので、取り崩すような形にする予納制度というのがあります。従来から、この予納制度が広く使われ、金額的に一番多い支払方法だったので、これにつきましては、今まで印紙でしか払えなくて、これも大臣が特許の窓口で視察に行ったのですけれども、物すごく高額で、数億円の印紙を貼りつけて提出されているというような状況でありまして、これにつきましては、印紙でなくても払えるというような改正も併せて法律ですることとしてございます。

以上、100万件以上の手続の見直しの状況でございますけれども、今後、これら100万件以上の手続について、さらに検討を進めるとともに、それ以外、それより少ない手続についても取組を進めていきたいと思っております。

先ほど御説明した方針で、件数の多いものについて取り組むとしておりまして、現時点で何件以上、どれぐらい多いものを対象にするとはっきり決めているわけではございませんが、当方で調べたところ、10万件以上のものが約100手続、1万件以上のものが10万件以上のものも含めて250ぐらいあるということでして、資料として後の方に一覧表もつけて

ございますけれども、こういったものを検討の対象にしていきたいと思います。

ただ、この数字の中には、既にクレジット払いができるもの、方針に対応しているものも相当程度含まれておりますので、これが全部見直しの対象というわけではありませんが、機械的に10万件以上のもの、1万件から10万件のものリストをつけさせていただいております。

今後につきましては、どれぐらいの規模、件数のものについて取り組むかを決めて、そのうち、それらの現状ですね。支払い、対応しているかと。クレジットカード払い等に既に対応していれば、新たに対応する必要はないわけですが、現状を調べて、やるべきものについては、対応の可否を検討して、法令改正、システム改修など必要なものはやっていく流れになってくるかと思っております。

当方からの御説明は以上でございます。今後、こういった方針で進めていきたいと思いますので、是非、進め方について御意見ありましたら、頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

同じ観点からの仕事をやっていらっしゃると思いますので、認識の共有というのは極めて重要で、かつ、大臣のイニシアチブの下で積極的に実施していただいて、大変我々の参考にもなります。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。なお、御説明いただいた、手続件数が100万を超える手続を所管していただいております省庁にも御出席を頂戴しておりますので、個別の手続に関する質問についてもお願いしたいと思います。

それでは、挙手でお話とか御質問等を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

それでは、林専門委員、そして、岩下代理、お願いします。

○林専門委員 これはお伺いしたいという項目なのですが、資料の2枚目で、検討状況の方の窓口のところなのですが、1枚目の方でQRコードのお支払いの話があって、どういうQRコードを使うとか、いろいろ難しい面はあると思うのですが、窓口設置において一番やりやすいとよく民間では言われるQRコードの端末だったりするのですが、その辺、QRコードの記載が一切ないところがあって、これは何か理由があるのかなと思ったのです。窓口で、キャッシュレスでQRコードという話があまり出ていない理由がもしあるのであれば、是非お伺いさせていただきたいと思えました。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、岩下代理、よろしくお願いいたします。

○岩下座長代理 岩下でございます。

今回の見直しは、方向性としては大変正しいものだと思います。これまで、印紙による支払いという、およそ旧態依然のものがこれだけの期間維持されてきたこと自体がむしろ驚きであります。

押印義務が河野大臣の号令以下、約1万5000の手続でほぼ廃止になったということで、電子化が進む機運が高まっている一方で、印紙というのは、紙に対して貼りつけるということで、明らかに紙を前提としたシステムですので、印紙を使っている限りは電子化できないという形になってしまいます。その意味では、私自身は、そもそも印紙などという仕組み自体、これは維持していくこと自体の政府のコストも馬鹿にならないものです。

方々、極めて巨額の印紙税が印紙によって納付され、それが時々、それを剥がして使っただろうということ、内部不正などにつながったり、方々偽造の問題とかいろいろと発生し得るわけでありまして、日本のような進んだ金融決済のシステムを持っている国で、この印紙という昔ながらのスタイルが維持されていること自体が、なぜこんなことになっているのか、ある意味で不思議に思うわけです。

印紙税という税金の場合は、そもそも課税文書が担税力があるという理屈で税金を持っているわけですが、一方で、電子化をすると、同じ取引であるにもかかわらず、例えば手形も電子手形にすれば、印紙は不要になるということです。電子手形は担税力を持っているのか、そこもよく分からないのですけれども、いろいろなところで電子化をすれば印紙税が要らなくなるみたいな変な理屈と、印紙での納付というのが共存しているという不思議な世界になっています。

例えば消費税のようなものによって、様々な経済取引において、きちんと税金の網がかかるようになったわけですから、印紙という仕組み自体を見直して、担税力のあるものに対して印紙をどうするか、その延長として印紙によって手数料を納付するという一連の行為自体をやめられないだろうかとは私は常々考えておりますが、実際、そこまで行くことは、個々の取引としては難しいにしても、できる限り印紙の利用範囲を制限していくのは非常に大事なことだと思います。

その代わりが、クレジットカードやATM、インターネットバンキングで本当に良いのかというのは、これは各々の取引の事象によります。例えば交通反則金の場合はどうなるのか、その辺の議論について、支払ったことの検証とか、支払済みであることの確認をどうやるかという問題は多分あるのだと思いますけれども、そういったことは、各々の部署できちんと対応していただいて、とにかく、判子に並んで旧態依然たるもの、電子化を阻むものである印紙というものをできるだけ使わないようにしていくのは、本当に重要だと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

取りあえず、まずここまでで御回答を頂戴したいと思います。

これは直轄チームへの御質問だと思います。

○内閣府（阿南参事官） 当方としては、選択肢としていろいろ書かせていただいた中にQRコードも入れさせていただいておるのですけれども、現状だと各省が、まず、自分のところでどれを取り組むかというのを検討していただいて、挙げていただいたのがここに書

いてあるものということで、直接はそれぞれにお答えいただくのが良いのかもしれないのですが、当方としては全部やれということではなくて、各手続に適したものの、何が適しているかを考えて検討してくださいというお願いの仕方をしておりまして、QRコードが挙がっていない理由というのは承知しておりませんので、もしよろしければ個別にお聞きいただければと思います。

自動車の方はまだ何も出てきていないので。

○高橋座長 では、一言でお願いしたいと思います。

登記から順番に一言だけ。法務省ですね。いかがでしょうか。

○法務省（中野渡調整官） 法務省民事局の中野渡でございます。QRコードをここに記載していない理由は、導入の検討をする可能性はあり得るのですが、現在、複数の事業者がQRコード決済サービスを提供しておりますので、この状況を見極める必要があると考えているところでございます。

以上です。

○高橋座長 では、警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁（高水課長） 警察庁交通指導課長の高水でございます。よろしく申し上げます。

反則金については、警察の窓口での支払いというのを想定しておりませんで、QRコードはここには入れていないという状況でございます。

以上です。

○高橋座長 分かりました。

多分、いろいろな事業者がいるので、コンビニとかは大手ですし、そういうこともあるので、こういう形になっているのだろうかかと受け取りました。どうもありがとうございました。時間の関係上、次に岩下代理の御質問について、これもまた河野大臣直轄チームへだと思いますが、よろしく申し上げます。

○内閣府（阿南参事官） 印紙税のお話がありましたけれども、今回、我々、手数料の支払いの手段としての印紙の話をしておりまして、そもそも印紙税の在り方というところは、今回の我々の検討の射程に入っておりませんで、むしろ印紙税の議論は別にあるのだろうなと思っております。

○高橋座長 分かりました

どこが背負うかということ、岩下代理の問題提起は極めて重要だと思っておりますので、事務局はテイクノートしておいていただければありがたいと思います。

それでは、濱西専門委員、いかがでしょうか。

○濱西専門委員 国の法令に基づく手数料等の電子化について、それが進んだのは非常に素晴らしいと評価しております。

そこでお伺いしたいのは、地方公共団体独自の条例等に基づく手数料等もあります。そうしたものの件数が多いのか少ないのか、その辺りの実態もよく分からないところがあるのですが、地方への横展開についてはいかがお考えなのか、お聞かせいただきたい。

以上です。

○高橋座長 では、お願いいたします。

○内閣府（阿南参事官） すみません。現状はまだ地方の方まで考えておりませんで、まずは国の方でやろうということで、今、取り組んでございます。

ただ、今回挙げた中で、旅券については、手数料が国の手数料と地方の手数料と同時に払う必要があると思いますので、旅券については同時の見直しが行われるものと考えております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

○内閣府（阿南参事官） ちょっと追加で。

我々のやっている話ではないのですけれども、今国会で地方自治法の改正がもう成立しているのですけれども、クレジットカード払いができるという、一般的な規定が今般追加されておりますので、クレジットカード払いについては、法令上、広く可能になってございます。総務省の方で提出した法案でございます。

○高橋座長 分かりました。

では、私の方からお聞きしたいのですが、工程表という観点は重要で、これは常々各省にお願いしているのです。各省にお聞きしたいのですが、資料中、この赤字はいつまでに達成されるという御予定なのでしょうか。一言ずつお願いしたいと思います。

まず、国交省でしょうか。検討の結果はいつまでに出していただけますか。いかがでしょうか。

○国土交通省（金子課長） 国土交通省自動車情報課、金子です。

先ほど阿南参事官からも御説明してくださったように、現在、業務フロー見直しの調査の方向行っているところでございまして、その検討結果を踏まえまして、令和5年1月以降に、キャッシュレス化を含めました業務フローの見直しの方を順次導入していきたいと思っております。

以上です。

○高橋座長 令和5年ですか。

○国土交通省（金子課長） さようでございます。

○高橋座長 ちょっと遅いのではないかとと思いますが、直轄チームとよく御相談ください。

では、法務省、お願いします。

○法務省（中野渡調整官） 法務省でございます。

具体的な導入時期でございますが、当局としては、現在、登記所で登記事項証明書等の交付等の事務を民間事業者へ委託しておりますけれども、その事業者の切換えが令和6年10月になっていきますので、令和6年10月からは窓口でクレジットカード払い等ができるようにしていきたいと考えております。

○高橋座長 分かりました。そういうタイミングというのもあると思います。

では、警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁（高水課長） 警察庁交通指導課長の高水でございます。

先ほど御説明にもありましたが、まず、ATM、ネットバンキングを活用した口座振込の形で、本年6月28日から試行運用を開始する予定でございます。

さらに、コンビニ納付やクレジットカードの納付でございますけれども、これも並行いたしまして、本年度から令和4年度にかけてシステム機能の検討、それから関係機関との調整、さらにはシステム構築に向けた予算確保や関係法令の改正、こういったものを行いながら、令和5年度のシステム構築、運用開始を目指しているところでございます。

以上です。

○高橋座長 旅券はいかがでしょうか。

○外務省（山口課長） 外務省の旅券課長をやっています山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

旅券発給に係る手数料につきましては、2022年度、令和4年度から順次、クレジットカード決済等による納付を可能にしたいと考えております。

他方、都道府県との調整等もございますので、そういうことも慎重に行いながら、いずれにしても令和4年度から順次、特にオンラインについては、できるだけ早く、令和4年度以内から開始したいと思っております。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それから、最後、時間の関係もございしますが、年間10万件まで広げていくと、政府全体でこういうものの支払基盤を整備するということが極めて重要だと思うのです。その辺について御検討というのは直轄チームの方でされているのかというのを御教示いただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○内閣府（阿南参事官） だんだん小さい規模の手續に広げていくと、それぞれ検討体制も小さくなってくると思いますので、横断的に、システム上、法令上、対応がいろいろあった場合、共通的にできるところがありましたら、直轄チーム及び関係部局、IT室などとも相談して共通的な対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○高橋座長 共通基盤は極めて重要なので、そちらの取組も是非お願いしたいと思っております。

ほかはいかがでしょう。まだ若干時間が残っておりますけれども、御質問等がございましたらお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特許は既に済んでいるということで御説明はしていただかなかったと思っておりますけれども、以上のような形で引き続きお願いしたいと思っております。

いろいろと貴重な意見交換の場になったと思います。我々もこのような取組を踏まえて、さらに取り組んでいきたいと思っております。

どうもありがとうございました。頂いた意見も踏まえて見直しに取り組んでいただけれ

ばありがたいと思います。

河野大臣直轄チームの皆様、本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

○内閣府（阿南参事官） ありがとうございました。

○高橋座長 どうぞよろしくお願いいたします。関係省庁の方もありがとうございました。

それでは、議事2「行政への入札・契約手続の簡素化について」に移りたいと思います。

行政への入札・契約に関する手続は、中小企業や経済4団体から簡素化・デジタル化の要望が多い案件でございまして、昨年2月のワーキング・グループにおいても、アスコエパートナーズからのヒアリングの際にも、競争入札参加資格申請書の様式が地方公共団体ごとにはばらばらであることについて課題を提言されています。

本日は、規制改革実施計画に基づく総務省及び国土交通省の取組状況について、フォローアップを行いたいと思います。

最初に、総務省より、事前に御提出いただいた資料を基に御説明を頂戴したいと思います。それでは、5分で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○総務省（小川課長） 規制改革実施計画にのせました、地方公共団体における競争入札参加資格等の申請書の標準様式の取りまとめ、これについて進捗をお話ししたいと思います。

まず、おわびでございますが、予定どおり進んでおりませんで、少し遅延をしているということでございます。

流れから申しますと、令和元年、2年前の6月から検討を進めてまいりまして、真ん中にありますけれども、一旦、令和2年3月から6月に標準様式の案をつくりまして、これを地方公共団体に意見照会をかけたところでございます。ここで300件以上の意見が出されまして、それをどうまとめるかということで、ややたじろいでいたところです。

加えて、昨年9月以降、デジタル庁の話が出てまいりまして、地方の独自システム、特に電子化について進めることが是か非かというような議論もありまして、少しその様子を見ていたところもございました。

ただ、議論が収束をいたしまして、当座、地方公共団体の事務のデジタル化について、対象業務17業務を念頭に置くということになりました。それにつきまして、今回の競争入札の参加資格のような内部事務については、当面の対象としないということがはっきりしましたので、改めて再スタートを切って進めたいと考えておるところでございます。

次ページに示しておりますが、312件出てまいりましたが、大きく言うと、この4つが地方公共団体から意見が出ております。

特に、この中の①でございますが、記載事項の追加等を求めるもの、これをどうするかというところが悩ましいところでございます。

これについて、要するに、カスタマイズをどこまで認めるのか。一般化するとこういう問題でありまして、次のページに書きましても「書式」の標準を定めるという観点からすると、一部の団体から寄せられた特定の項目を追加するという意見については、標

準化から外れることになって、その後の電子化、デジタル化を考えますと、こうしたものを広く認めてしまうと元の木阿弥になってしまうというところがあると。団体の実務もありまして、これにつきまして、私どもの今の考え方は、標準書式そのものは維持していただく。堅持していただく。その上で、そこにはない独自項目を追加する場合には、書式を変更するのではなくて、追加項目一覧を別に定めるという形で対応していただく。それによりまして標準書式は維持される。また、その電子化も対応可能になるということ。今から行っても二重投資にならないということが確保でき、かつ、その別様式によって、独自の項目が可視化されるということで、将来的には、この追加項目的なものは精査といいますか淘汰していく、こういう方向性を見いだせるのではないかと、そのように考えておるところでございます。

その日程感でございますけれども、本来であれば、令和2年度中の結論を考えておりましたけれども、現在の日程は、ここにお示ししたとおりでございます。今、標準書式の修正を行っております。これを取りまとめまして、経済団体に意見照会を5月以降させていただく。それをもって6月以降、夏までにかけて書式の取りまとめをし、成案を得て、これを8月には各団体に周知をするというようにしたいと考えてございます。

その際、システム的な対応も必要でございますので、この夏以降、一番下でございますが、電子システムに反映が実施されるように支援策を検討しまして、その支援の実施も並行して行っていく、このような日程感を考えているところでございます。

冒頭申し上げましたように、少しスケジュールに遅れが出ておりますが、方向性については、これで方針を得たものと考えておりますので、今後、対応を加速化していきたいと考えております。

非常に走った説明でございますが、総務省からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

御意見、御質問等につきましては、国土交通省からのヒアリングの後にまとめてお受けしたいと思っております。

恐れ入ります、国土交通省には事前に御提出いただいた資料を基に御説明を頂戴したいと思っております。5分をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○国土交通省（天河審議官） 国土交通省の審議官の天河でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、経営事項審査に係る行政手続コスト削減結果及び計測方法でございますが、削減結果につきましては、経営事項審査に係る1業者平均の行政手続コストは、ここに書いてあるとおりですけれども、申請書類作成が1時間59分と。これは初年度は2時間17分ございました。

確認書類収集が1時間32分、初年度は2時間8分ということで、合計いたしますと3時間31分で、削減率は20.5%となっております。

計測初年度の手續件数が14万209件でございましたので、行政手續コストは、総計で49万8364時間と計算をしております。

方法につきましては、申請者へのアンケートによりまして、工事請負契約書の提出範囲の縮小、それから、技術職員が有する資格を証する書面等の写しのうち、有効期限の定めがなく、過去の経営事項審査において既に提出されたものにつきまして、再提出を不要化することによりまして削減される作業時間を調査しております。

以上でございます。

次をお願いします。

○国土交通省（柳瀬室長） 国土交通省大臣官房会計課、柳瀬でございます。よろしくお願いたします。

（１）の②の部分になります。競争参加資格申請手續につきましては、独自の申請様式を使用していた一部の機関で統一様式に変更したこと。それから、一部機関において、追加で提出を求めておりました書類の提出を不要化したことによりまして、そのコストを大幅に削減いたしております。

具体的には、1事業者平均で、申請書類の作成時間につきましては、当初の1時間5分から55分に削減されまして、添付書類の取得時間につきましては、当初の2時間9分から1時間17分に削減されておまして、合計で、3時間14分から2時間12分に削減いたしております。削減率は32%ということでございます。

以上でございます。

○国土交通省（天河審議官） （２）の、さらなる削減というところでございますが、工事経歴書の確認書類として、工事請負契約書等の提出を求めるに当たりましては、建設工事の種類ごとに請負代金の大きい上位3位を基本とするということ（①）、また、技術職員が有する資格を証する書面等の写しを求めるに当たりましては、有効期限の定めがなく、既に過去の経営事項審査の提出を受けている場合は、再度の提出を不要とする運用（②）につきまして、既に各許可行政庁宛てに事務連絡を発出しております。

本事務連絡をもちまして、国土交通大臣宛てに申請される経営事項審査については、全て上記とおりの運用が変更されているところでございます。

都道府県知事宛ての経営事項審査を含めましても、全57許可行政庁のうち、①の簡素化につきましては47許可行政庁、82.5%において簡素化が実施されているものと承知しております。

それから、技術者のところですが、②の簡素化につきましては、52許可行政庁、これは91.2%において既に簡素化が実施されているということで承知をしております。

また、アンケート調査によりまして、上記運用によって削減される行政手續コストは、手續1件当たり平均55分と試算され、削減率は約20.5%となると考えています。

さらに、経営事項審査の申請手續につきましては、規制改革実施計画の記載にあるとおり、令和4年度中にオンライン化をすべく、電子申請システムの構築に向けた検討を現在

進めているところでございます。

システムの構築に当たりましては、申請者にとって利便性の高いシステムとなるように、他省庁等とのバックヤード連携により、提出資料をさらに簡素化する方策についても併せて検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○国土交通省（柳瀬室長） 再び国土交通省会計課でございます。よろしくお願ひいたします。

（3）になります。中央公共工事契約制度運用連絡協議会、公契連に加入している機関につきましましては、平成31年度より競争参加資格申請書の統一様式を使用することにいたしております。

それから、追加書類を求めておりました一部の機関につきましましては、令和2年11月以降、追加書類を求めないことにいたしました。

これによりまして、中央公共工事契約制度運用連絡協議会に加入している機関において、独自の追加書類を求める機関はなくなりまして、添付書類の取得時間の短縮につながっております。

また、競争参加資格申請インターネット一元受付システムへの参加を働きかける取組としまして、中央公共工事契約制度運用連絡協議会総会におきまして、システムの概要とそのメリットについて説明し、参加検討機関に対して個別の相談、説明等を行っているところでございます。

以上でございます。

○高橋座長 （5）もまだあるのではないですか。

○国土交通省（柳瀬室長） （5）は技術調査課の担当になります。

○高橋座長 お願いします。

○国土交通省（井上室長） 官房技術調査課の井上でございます。

それでは、（4）（5）について状況を御説明いたします。

まず（4）についてですが、昨年度、令和2年度においては、全国の10ブロック全てにおいて地域発注者協議会を開催しておりまして、入札・契約手続の簡素化に向けた取組について、積極的な情報共有を行いました。

具体的には、新型コロナウイルス感染症下においても円滑な発注体制を確保するために、例えばプロポーザルとか総合評価をやる際にヒアリングを行っておりますけれども、そういったものの原則省略とか、そういったヒアリングなり総合評価委員会などの際に、ウェブ会議システムを活用したことをやっても良いといった柔軟な対応の方。また、技術的難易度が比較的低い工事では、一般競争に限らず、指名競争入札を活用すること。

また、概算数量発注の活用、こういったことを、入札・契約手続の柔軟な対応として、令和2年5月7日付で全国の地方整備局等に対して通知を発出しまして、それを地域発注者協議会等を通じて、地方公共団体の皆様方にも周知をして、積極的な情報提供を行った

ということでございます。

また、加えて、令和2年度第三次補正予算成立時にも、引き続き入札・契約手続の全般的に柔軟な対応の方を行って、受発注者双方の負担を軽減して、できるだけ速やかな入札・契約手続が進められるように、令和3年1月29日付で通知を発出いたしまして、また、この際にも地域発注者協議会を通じて、地方公共団体の皆様方の発注者の方に周知をいたしました。

入札・契約手続自体は、具体的な運用に関しては、最終的には各発注者、発注機関の判断になると思っておりますが、我々の方からもいろいろな取組を参考としてお示ししておりますので、各地方自治体の方でしっかり適切な対応が行われているものと認識してございます。

次は(5)について説明します。ページを進めてください。ありがとうございます。

競争参加資格における「簡易確認型」におきましては、平成28年度より、各地方整備局の方で試行を開始したわけでございますけれども、この方式の導入効果が見込まれないとか、そういったことがある一部の地整を除いては、全部で試行を開始してございます。

令和2年度は、各地整等が作成しております入札・契約に関するガイドライン、こちらの方に簡易確認型を本格導入するための運用方針を規定するように指導いたしまして、8つの地方整備局等においてガイドラインの方も改正いたしました。

提出書類の簡素化につながる一方で、受発注者間の確認事務の増加とか、手続期間が長期化するといった課題も把握され始めたという状況でございます。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。これでおしまいですね。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。まず、総務省の御説明の方から御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。挙手をお願いしたいと思います。では、中林専門委員、八剣専門委員、岩下代理の順番でお願いします。

○中林専門委員 中林です。御説明、ありがとうございます。

これは毎回言っているのですけれども、紙ありきのプロセス、方法に見えていまして、書式を標準化するのが目的ではないと思うのです。なので、いつもお話ししているのですけれども、Business Process Re-engineering、BPRによってプロセスを標準化して、地方自治体は数が多いのですけれども、このプロセスは別に自治体ごとにばらばらである必要ないと思いますので、かなり標準化できると思います。

その標準化の中で、紙の書式を標準化するのではなくて、データをちゃんと標準化して、デジタルに対応いただきたいなと思っております。別紙についているのを見ても、A4とかと書いてあって、紙前提の標準化にしか見えないので、その辺、見直す機会があるのだったら見直していただきたいと思っております。

あと、項目を固定しないとデジタル化できないという思い込みがあると思うのですけれ

ども、それは全然間違っていて、項目は固定しなくてもデジタル化はできて、項目は可変であることがすごく重要だと思いますので、そこはいろいろな技術で対応できると思いますので、そこも含めて標準化の在り方を改めて見直していただきたいと思います。

私からは以上です。

○高橋座長 それに関連して私からもお願いです。河野大臣から神エクセルは困るというお話を頂きました。要するに1マス1マスに文字を打ち込むような標準様式だと電子データにはならない。これは絶対やめてほしいというお願いを常々していたのですが、なぜか標準書式について神エクセルになっているのです。これは早急に改めていただきたいと思うのですけれども、その辺についての御回答を併せていただければありがたいと思います。

それでは、八剣専門委員、お願いします。

○八剣専門委員 八剣です。御説明、ありがとうございます。

関係がかなりありそうかなと思いますので、ざっと内閣府子ども・子育て本部が中心になってやっている就労証明書の標準化の流れをもう一度おさらいしたいと思うのです。

元々就労証明書は、働くママさんをサポートして、保育育児をやるというので標準化をつくらせてきたのですけれども、最初の第1版はかなりシンプルなものをつくり、そうこうしているうちに、都会における働くママさんの選定は、うちの市区町村はこういうところを重要視したい、これは標準化し過ぎたフォーマットでは対応することができないとか、そんな御指摘もあったので、今度は都会の要求も応えられるような標準様式2というのをつくらせて、今、そこでやっているのです。多分、今回の件も同じになるような気がするのですけれども、今、中林専門委員もおっしゃっていましたが、標準化様式に押し込むことが重要なのではなくて、その後、システム展開をしていくことのステップだと思うのです。

今回の就労証明書などでも見ていて感じたのは、追加の項目のリクエストがあるのはまだ良くて、今回の件は該当するかどうか分かりませんが、本来の項目ではないところに、別の数字とか別の記述を入れさせて、それをもって判定しているというようなところもあったのです。こうなると、その先のシステム化の道がほとんど分からなくなってしまいますので、是非標準化様式を守るということが一番のゴールではなく、その後の自動化、システム化がゴールだということをお忘れにならないで進めていただければと思います。

以上です。

○高橋座長 それでは、岩下代理、お願いします。

○岩下座長代理 既に2人の専門委員の方に述べていただいて、私も同じようなイメージですが、この総務省の資料は、とてもデジタルガバメントワーキングに出すような資料ではないような感じがするのです。確かにこういう書式に改めましたという形で、いろいろと皆さんのお声を聞くことは大事だと思うのですけれども、やはり最終的に標準書式を定めるのではなく、もちろん、標準書式なるものが行きがかり上必要だし、電子化率も100%ではないからということで、紙の部分も残さなければいけないのでしょうかけれども、基本

的にはもう既に、別の資料だと、電子申請の比率自体は共通のウェブのシステムによってかなり上がってきています。6割とかそういう数字が載っていましたよね。むしろそういう形で、こういうものを原則としてシステムに入力してもらおうというのは、今の御時世では当たり前のことのような気がするのです。

だから、紙を統一するという発想自体をもうやめて、そもそもシステムの方で統一するという形にならないでしょうか。氏名の上に片仮名半角で書いて、こちょこちょとやるということ自体が、そもそも今のインターネットでは半角仮名というのは御法度ということにもなっていますし、何となく1980年代ぐらいのメインフレームでのシステム開発を彷彿とさせる書き方なのですけれども、さすがに、今、そんなことやっていないでしょう。これは現場のシステムに対応する人たちが本当にやりたいことを聞いてつくったのですか。

逆に言うと、もし現場の人がこういうのをつくりたいと言うのであれば、それはデジタル化に向かないので、もっとデジタル化に向けた方向に、そういう方々に意識を変えていただくようにしていただかないと、デジタル政府の失敗とかデジタル敗戦と言われる状態からいつまでたっても抜け出せないと思うのですけれども、その辺の改善の見通しを是非教えてください。

以上です。

○高橋座長 よろしくお願ひします。

では、総務省、御回答をお願いします。

○総務省（小川課長） 総務省でございます。

御指摘、耳の痛いお話ばかりでありまして、デジタル化のお作法のレベルで、多分2周遅れぐらいなのだろうと思います。

どうしても入札担当のところに照会をかけますので、こうした形になっておりますけれども、必要なデータセット、どうしたものを必要とするか、その上で、それをどうレイアウトするかという方向から今一度考えてみたいと思っております。

八剣専門委員からの御紹介いただきました事例なども少し参考にさせていただきながら、将来的なデジタル化にゴールできるようなものになるように、今一度見直しをさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋座長 すごく重要なお話を頂きました。つまり、別添様式もデータで入ることが重要なので、企業が自分のPCからデータで自動的に流せる。つまり手で入力するのではなくて、パソコンからデータを移せるということが重要で、その辺の設計を是非お考えいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

もう一点、私の方からお願いしたいのですが、電子システムへの反映が実施される必要な支援策と御回答をいただいているのですが、この支援策の内容というのは、一体何を考えるのかというのを御教示いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務省（小川課長） 両面ありまして、1つは財政的な支援もございまして、もう一つ

は、今、申し上げましたデータレイアウトとかデータセットのことも念頭に置いての言葉でございますが、まだ少し具体性を欠いていますので、今後、詰めてまいりたいと考えてございます。

○高橋座長 これはIT室と御相談されていましたか。

○総務省（小川課長） すみません。こちらの独力でやっていますので、そちらの知見もお借りするようにしたいと思います。

○高橋座長 尾原参事官、これはIT室は御相談に乗っていただけるのでしょうか。

○内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（尾原参事官） まだ、この話は具体的には聞いておりませんでした。担当とも連携して対応していきたいと思えます。

○高橋座長 何とぞよろしくお願ひします。

それでは、時間の関係上、総務省はこのぐらひの話にさせていただきますして、国土交通省の方に移りたいと思えます。

国土交通省について、御意見を頂戴したいと思えますが、いかがでしょうか。

それでは、申し訳ないですが、私の方から幾つかお願ひしたいのですが、2ページなのですけれども、添付書類のさらなる簡素化ということについて御言及いただいているのですが、これは具体的に、どういふ省庁とどういふ添付書類の削減を考へられているのかということをお教示いただければありがたいと思えます。まず、そこはいかがでしょうか。

○国土交通省（鎌原課長） 国交省の建設業課長でございます。お答えいたします。

提出書類のさらなる簡素化につきましては、現在は、財務省と法務省と調整をさせていただきますして、財務省と国税の関係で、納税証明書の添付を、申請者から省略してもらえように。

それから、法務省とは登記事項証明書です。申請者からの添付を省略して、バックヤード連携ということで、こちらの方で確認を取れるようにということをおまず検討をしております。

これは、令和4年度からオンラインでの電子申請を実施できるようにしたいと思っておりますけど、そのスタート時点から実施できるようにということで、今、関係省庁と調整しているところでございます。

○高橋座長 ほかに何か可能性はないのですか。

○国土交通省（鎌原課長） ほかに、民間機関が持っているようなデータも含めまして、今年度、検討することにしております。なるべくたくさんのおものを使えれば良いかなと思っております。

○高橋座長 では、その辺も含めて、また御検討の結果を後で御教示いただければと。また時間がたってから御教示いただければありがたいと思えます。よろしくお願ひします。

それから、GビズIDの導入というのですが、検討状況はいかがでしょうか。

○国土交通省（鎌原課長） 国交省でございます。

GビズIDにつきましても、問題なく実装をする方向で、今、準備を進めているところです。
○高橋座長 ありがとうございます。

次は、3ページでございます。加入機関が増えていないという御記載があるのですが、未加入の機関は14もあって何でこんなに増えていないのでしょうか。参加を拒否する理由というのはあるのでしょうか。

○国土交通省（柳瀬室長） 国土交通省会計課でございます。

今、御指摘の点でございますが、費用対効果という面が1個ありまして、今、加入していない機関、これは公共工事ですので、年間に数件しかないというところも結構ありまして、そういったところは、このシステムに加入することによって一定の費用負担が出てくると。そういった面で、費用対効果の面でどうかという問題が1つ挙げられております。

ただ、事務的に個別の機関からの具体的な相談も受けておりますので、引き続きしっかりと働きかけをやっていきたいと思っております。

○高橋座長 やはりそういう機関は少し参加費用を考えてあげないと、実際、インセンティブが湧かないのではないのでしょうか。そこはどうなのでしょう。

○国土交通省（柳瀬室長） 現在、システムの申請者数に応じて費用負担をお願いしているところでございます。平等という観点で、どのぐらい費用負担をしてもらうかというところはなかなか難しいかなと思っております。その辺を含めてしっかり検討していきたいと思っております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

最後、5ページなのですが、簡易型について、逆に課題が出ているという御記載があるのですけれども、これだと簡易型の意味がなくなるのではないかと思うのですけれども、この辺については、業務フローの見直しとかマニュアルの整備とか、いろいろとお考えいただかないと普及しないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○国土交通省（井上室長） 大臣官房技術調査課、井上でございます。

今回、実際どうなっているのかというのを現場の方に確認をしていった中で、今日御提示をしたような課題が出てきたというところで、まず、この課題の中身をしっかりと分析して、今、先生から御指摘あったように、本当に今のままで良いのかどうかというのを検証していかななくてはいけないのかなと思っております。

○高橋座長 では、その検証結果を、また、時間がたったら我々の方に御教示いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

フォローアップということで、かなり丁寧にやっていただきまして、削減もしていただいているということで、これについてはお礼を申し上げたいと思っておりますが、今申し上げましたことについて、引き続き取り組んでいただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

ほかはいかがでしょう。私の方でいろいろと申し上げましたが、何か最後に国土交通省に御指摘がございましたらば、挙手で御指摘を頂戴できればと思いますが、いかがでし

ようか。

よろしいでしょうか。

それでは、そろそろお時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。総務省、国土交通省におきましては、頂いた意見も踏まえて、これからしっかり取り組んでいきたいと思っております。

なお、調達総合情報システムによる国の入札・契約に関する行政手続コスト削減等の取組は、配付しております参考資料のとおりとなります。

それでは、総務省、国土交通省の皆様、本日はありがとうございました。引き続きお取組のほど、よろしく願いいたします。

○総務省（小川課長） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋座長 それでは、議事3「地方公共団体のデジタル化について」に移りたいと思っております。

中小企業が都道府県に対してする経営革新計画関連手続につきまして、経済産業省が手続標準化等を行った上で、システムを構築してデジタル化を進めることとされております。昨年度に実証実験に取り組むと聞いておりましたが、取組の現状についてフォローアップをしたいと思っております。

まずは、経済産業省より、事前に御提出いただきました資料を基に御説明を頂戴したいと思っております。それでは、10分でよろしく願いいたします。

○中小企業庁（村上部長） お手元にもある資料4で簡単に御説明します。

まず、行った実証の内容でございますが、経営革新計画という制度でございます。

これは中小企業庁の法律に基づく制度ですが、実際の提出先は都道府県になります。都道府県から承認を受ける制度ということで、承認事務の運用は都道府県知事の裁量になってございます。

これを受けると、低利融資とか、左下の方に信用保険法の特例と、多分これが一番実需があるのだと思いますが、債務保証が別枠でつけられるというところで、資金繰りに広く悩む方、また、補助金にアプローチする方とは別のレイヤーの方が、年間5,000件程度なのですけれどもアプローチしてくるという制度でございまして、中企庁の制度でありながら、都道府県が申請先になる手続についての電子申請化について実証をしているというものになります。

ちなみに中企庁では、2023年までに手続の全電子申請化を目指して動いておりまして、補助金についても、本年度ほぼほぼ8割方、9割方電子申請化が実現する見通しでございます。その中で、2022年、2023年に持ち越す数少ない電子化が難しい球というのが、この手の都道府県が執行に入るとか、都道府県が途中で挟まるという、必ずしも中企庁の直接リーチがきかないものについての電子申請化をどうしようかという部分でございまして、この実証事業は、それに対する先取りという側面もございまして。

これが計画の承認件数ということでございまして、先ほど申し上げましたとおり年4,000

～5,000件、コンスタントに來ているという制度でございます。

実証の内容でございますが、今回はお声がけをして、3県に御参画をいただきました。もとより熱心にアプローチのあった千葉県に加えて、今回、大変御熱心に計画に取り組んでいただいた静岡県、それから、すみません、担当者が出身だったという事情なのですが、愛媛県、この3つの県で、これは電子を選ぶか紙で選ぶかは任意でやってございます。

蓋を開けたら、千葉県は実施期間中32件申請があるなかで3者が利用され、静岡県は184件申請があるなかで60者、愛媛県は、51件申請があるなかで13者が利用いただいて、それぞれ使い勝手とか感じた問題とかについて御報告を頂戴したということでございます。

システム的には簡単に言いますと、個社の名前で恐縮でございますが、サイボウズのkintoneという仕組みを採用させていただきました。後にもまた出てまいります、正直言いますと、かなり単純な仕組みにしたということもございまして、このシステムは3週間で作って稼働してございます。予算も実は約1300万円しかかかってございませぬ。そういう意味では、費用的にも時間的にもkintoneを使うとこんなに安くできるねということで、極めて簡便に実験そのものはできたというところでございますので、正直言ってシステムの入り口のところで根本的なトラブルはあまり感じませんでした、実際の使い勝手の評価も、見ていただいたとおりですが、72のサンプルで何を言うかという部分もございませぬけれども、おおむね悪くなかったという状況でございます。

ここにいろいろ書いてございますが、先生方に見ていただくにはやや実務的過ぎるところもありますので、今後どうするかということと、全体的な総括的な反省ということをお説明させていただきます。まず5県～10県に拡大したいと思います。2023年度には、全都道府県において完全に電子申請へ移行するというのでやりたいと思っておりますが、5県～10県に単純に今の仕組みのまま拡大をしても面白くないということで、反省も踏まえ幾つかの改善を試みられないかということをお考えでございます。

実務的な話で、9ポツ、4項目、それから、もうちょっと大きな観点から、良かった点も含めて、後で御説明します3項目ということをお説明させていただければと思います。

1つはGビズIDとの連携でございます。

今般、御存じのとおり、例えば我々の場合は事業再構築補助金という1兆円の、申請ベースで言えば、恐らく10万件近い申請が来るであろうと思われる、単独でそれだけの数が出るものを、実は今、GビズIDでひもづけた状態で電子申請をしないと受け付けないということでやらせてございました。実は、GビズIDは、電子申請をするよりも先に、GビズIDの取得手続を2～3週間先行してやっていたかなくてはいけないので、かなり不満が出るかなと思ったところ、今のところおさまっております。

実は、このGビズIDが、基本的な法人の本店又は主たる事業所の所在地とか代表者名であるとか、幾つかの基本的な記載事項の情報を持っておりますので、当然これらについては、事業再構築補助金の電子申請の仕組みの方では、もう自動的に転記をされるということで、ワンストップの対応が進んでおりますけれども、今回、Jグランツのシステムが、昨年度中

に1回バージョンアップし、GビズIDも改善を行っているところですが、今後の検討課題としてこの申請システムが連携しておらず、GビズIDによるワンストップ効果というのは、まだこの申請システムでは出ておりませんので、GビズIDを使っていただくとともに、一度GビズIDで登録いただければ、もうわざわざ追加的に書いていただくところが不要みたいな部分のワンストップ性の利くところは、ワンスオンリー対応ということで、次年度はどんどん進めていきたいと思っております。

それから、(2)と(3)、(4)の部分のところをサマライズすると、大きく2つの要素がここに含まれております。

1つは、進捗管理を外から見える化する機能をつけておきたかったという反省が、審査をする側からも外側からも出ておりますので、もう少し細かく、審査ステータスが外から見えるような仕組みに次はしまししょうと。ある意味、今回はkintoneを使ってとにかく電子で出せますというところと、その出すときの使い勝手にこだわってつくったようなところがございまして、次は、実際の審査のダイナミックのプロセスの中で使い勝手が良いように、なにかずく審査プロセスが見える化するよということを考えてございまして。

それから、(3)のところの誤入力の防止とか入力サポートの充実という話がございまして。これに絡んで、次のページも見ていただいて、これは(3)の部分に絡んでまいりますので、そこでまとめて御説明しようと思っておりますが、その前に紙の順番に即して(1)と(2)のポイントで言いますと、まず、やってみて今回分かったのは、想像以上に安くて速いということございまして、何でもみんなはやらないのだということ思ったということございまして。

正直、この分野で、今、恐らく一番使い勝手が良いのは、このkintoneかSalesforceかどちらかでございます。若干、政府系のシステムは、Salesforceが適用されている場合の方が多いため、細かいこと言うと、go.jpのドメインを取得しやすいとか、GビズIDとの連携がしやすいとかということであると、Salesforceの方に一日の長があるようございまして、kintoneだとできないのかどうかということ、このヒアリングに当たって確認をしたところ、最初は「できない」と言われたのですが、調べてみたら時間はかかるができないことはないということございまして、いずれにせよプラットフォーム的な制約というのは、現実にはあまりないのかなと。

ただ、政府機関の進出著しいものの方が、さらに開発期間が短く済むとか、細かいところでドメインが取れるとかいろいろなところで、ちょっとした対応があるということございまして、かなりの程度、汎用サービスが使えると。しかも約1300万円だということで、何でもっと早くやろうよということございまして。

それから、(2)でございまして、先ほどさらっと飛ばしましたが、72者のうち、実は利用者数が圧倒的に静岡県に偏ってございまして、なぜ静岡県だけは60者も電子申請システムを利用いただいたのかと。ほかのところはもっとその数が少ないということになりましたので、どういうことかということ調べてみたところ、やはり支援機関の皆さん

がデジタル化に熱心なカルチャーを持っているかどうかで差が出たというのが結論でございました。

やはり中小企業の経営者の皆さん、用意がありますよとか、いろいろな形で言われても、なかなかその背中を押されないのが、やはりその周りをめぐる支援機関の方々が、どの程度デジタル化に向けて熱心かとか、裏を返せば、その方々に対するデジタル化のメリットをどう考えるかというところが、相当程度普及率に影響しそうだということが今回分かりましたので、これはシステム上の問題ではございませんけれども、やはり電子申請化に当たってのIT専門家の伴走、もしくは支援機関の経営相談員の皆さんのデジタル化へのモチベーションをいかに高めるかということが改めて重要なのだなということ、3県の比較だけでございますけれども感じたところでございます。

最後の点は、データの構造化という書き方をさせていただいてはございますけれども、実は今回は、電子申請化とはいうものの、相当程度、申請書式の大半は既存の書式のファイルをアップロードするというプロセスを採用してございまして、申請書の中の、例えば財務状況とか計画の中身とか、構造化せずにそのまま紙をデジタル化して受け取っているという形になってございます。

もう少し経営計画なるものの、やはり政府も日本のデジタル化もデジタル化と言いながら、紙の帳票をデジタル化しているとか、固定の書式に縛られていて、書式そのものをどう標準化するかというところに考えがいつてしまうところがあるのですが、別にこの手の経営計画を出させる政府の制度というのはたくさんあると思うのですが、多少用語が違おうが、事実上、多少のデータ項目やデータモデルの違いは、ベースレジストリを置いて参照させるなり、いわゆる翻訳機能を置いてやれば、別に一々全部書式まで統一しなくても、そこに構造化されて、ある程度構造化された項目が寄せられた、そういうデータの構造化された書式があれば、それで全部デジタルで後からは読めると。

例えば経産省などでも、例えば生産性を、出された財務諸表系から自動的に従業員数を割って計算できるようなフォーミュラをかますということ、制度や仕組みが違って、要はその都道府県の平均生産性以上の生産性スコアを持っている企業が一発で検索できるとか、そういったような分析基盤にもリーチをしたいということで、今、中企庁内のDXのプロジェクトを進めているところでございます。

これ自身は都道府県に出していただくシステムではございますけれども、ちゃんとデータを構造化して、逆に言うと、これは現場で言いますと、紙のデジタル化をやっていると、紙に書くときに記載ミスをしているとか、紙から転記するときにまた記載ミスをしているとか、現に今回も結構転記ミスとか誤記載の問題はやはり出ています。

できるだけデータ構造化した上で、各データ項目のデータをアナログを介さずにデジタルのまま分析からどこから全部行ったり来たりするという仕組みにしようということ、考えると、今回、8割方PDF化で済ませてしまった申請書様式を、もうちょっと構造化させてぼきぼきにした状態にして、デジタルにするということを考えていく必要があるのだろう

なということが、今後に向けての追加的課題ということでした。

3年度は5県～10県で行くということで、これからの関係都道府県と相談をさせていただいて、それで事業者を確定し、結果をレビューするというような形で、御覧のようなスケジュールを進めていきたいと思っておりますが、今日の御説明から、皆様からも御指導を頂いたり、何かヒントになればと思います。

私から以上でございます。ありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

非常に貴重な御説明をありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問とかがございましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

それでは、中林専門委員、お願いします。

○中林専門委員 御説明、ありがとうございました。

すごく良いアプローチだと思います。

1点、データの構造化を将来的にと書いていらっしゃいましたけれども、これは一番最優先でやっていただきたいなど。課題感も認識されていると思っておりますので、データモデルをちゃんと定義して、そこに基づいてシステムをつくっていくと、より汎用性が高く標準的なものができると思いますので、是非こちらの優先順位を上げていただきたいというのが1点目。

あと、2点目なのですが、今の話につながるのですけれども、設計テスト含めて約3週間で構築できたというところをもっとほかの省庁の方にも広めていただいて、こういうアジャイルなアプローチで、すみません、前の話を引き合いに出すわけではないのですが、紙の標準化に半年かけるよりも、3週間で作ってみて、いろいろな方に試していただきながらブラッシュアップする方がよっぽど使えるものができると思いますので、こういうノウハウを他省庁へも横展開しながら進めていただければと。これは事務局へのお願いかもしれないのですが、そう思います。

私からは以上です。

○高橋座長 中林専門委員のお話につきまして、いかがでしょうか。

○中小企業庁（村上部長）

はっきり言って、全くもっておっしゃられるとおりですが、これは多分、この手の経営計画は、実は経産省の中企庁の中ですら、2種類か3種類ぐらいのスキームで似て非なるものがございまして、かつ、微妙に出させている経営計画や深度が違う実態がありますので、まずはそれらの抽象化した上でのモデルの抽出をやろうと思っているのですけれども、どこかの段階でデジタル庁とも相談をしようと思っております。

この手の経営計画、事業計画レベルのものと経営計画レベルのものと、事業レベルのものと法人レベルのものという、ある種のセマンティックの違いはございますけれども、いずれにせよ法人全体での経営計画を通っている政府手続などは世の中死ぬほどあると思う

ので、その辺、やはり横串を刺して、できるだけ枯れた論理でデータモデルをつくっておいた方が良いという意味では、政府全体のベースレジストリに組み入れるものかどうか、聞かないとよく分かりませんが、そういった仕組みと連動するということは、あまり中企庁だけの方言をつくらないように、そこについてはやや時間をかけつつも、できれば今年度、遅くとも来年度、完全電子申請化するまでは、ある程度一般化したモデルでの構造化を目指したいなと我々は思っているところでございます。

以上です。

○高橋座長 IT室、尾原参事官、今の話で何かコメントはありますか。

○内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（尾原参事官） 尾原です。

今、経産省からお話があった件については、具体的な課題としては認識はしておりませんが、今、提案いただいたので、ベースレジストリの班とも御相談を受けさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋座長 尾原参事官、よろしく申し上げます。

それでは、次は岩下代理、それから、林専門委員、住田専門委員にお願いしたいと思います。

○岩下座長代理 岩下です。

サイボウズのkintoneは大阪府が使っているということでも有名になりましたし、こういうのを使うこと自体、大いに結構なことだと思います。むしろ今回のコロナに伴う様々な政府の対応で、厚労省とか定額給付金とかいろいろところで政府のデジタル対応が批判されたわけですが、それらの根底は、こういうアジャイルな開発にみんなが慣れていないということが非常に大きな問題で、ベースレジストリという割と大きな話につながるかどうかはまた別の問題として、こういうトライアルを、いろいろな部署の人がいろいろ経験して、その結果として、いざというときに迅速に国民との間のリンケージを持つようにしておくということが非常に大事だと思いますので、そういう意味からもこういうことについて取り組んでいただいたのは非常に良かったと思います。

1つ質問は、お話の途中で、Salesforceはドメイン名でgo.jpに対応しやすいけれども、kintoneはしにくかったみたいな話がちょっとあったような気がしたのですが、そういうことが僕はちょっとよく分からなくて、そもそも新しいドメインを取って何かやるということではないのですよね。普通に政府のgoドメインの中の登録自体はやると結構大変だと思うので、その中のサブドメインを切ったときにそれに対応しやすいということなのか、具体的にその辺の、今回工夫したことによって、kintoneでこういうことができないと言われたのにできたという部分について、もうちょっと明確に分かりやすく御説明いただくと助かるのですがというのが私からの質問です。

以上です。

○高橋座長 それでは、林専門委員、お願いします。

○林専門委員 僕自身は経済産業省でDXオフィスにも所属しているので、コメントにバイ

アスがかかっているかも、御注意いただければと思うのですけれども、ちょうどプラットフォームのお話が何度か出ているのですけれども、飛ばしていただいた6番、7番の要望の部分とか、幾つかの項目は、やはりプラットフォームの選択はすごく重要な項目ではあるので、kintoneはアジャイルにつくれるのが非常によい点ではあるのですけれども、今後、実証していくに当たって技術的な検討という面では、Salesforceが良いというわけでは全くなく、マイクロソフトのPower Appsとか、幾つか選択肢が増えてきている中なので、やはり今後、積み上げていくプラットフォームは非常に重要になると思うので、その選択というのをきちんとやっていただけると良いなど。自分事も含めてということになると思うのですけれども、重要だと思っているので、是非コメントさせていただければと思います。

以上です。

○高橋座長 住田専門委員、手が挙がっていました。

○住田専門委員 住田ですけれども、コメントをしようと思ったのは、中小企業庁の方が御自身で言ってくださったベースレジストリのところですか。しっかり経営計画、事業計画みたいなところも、いろいろなところで使われるものだと思うので、ベースレジストリとして検討していただきたいなと思いました。

また、今回、アジャイルでやっていただいたというところがあると思うのですけれども、ここをすごくアピールしていただきたいというのは、皆さんがおっしゃるとおりで、今後、これをアジャイルでつくって、そのままほったらかしではなく、実際にこれを動かしていくというのをしっかりやっていただくと、皆さんによりアピールできる案件になるのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

経済産業省、全体としてのコメントはいかがでしょうか。

○中小企業庁(村上部長) まず、1点目、kintoneですけれども、2つ課題だと、最初に私は説明を受けまして、kintoneではそもそもgo.jpドメインが取得できないと言われたので、そんなことはなかりと調べてもらったら、そんなことはなかったのですけれども、実際に政府のシステム調達現場で営業の方と話をする際には、注意して話を聞く必要があるなと思いました。

それから、もう一つは、申請画面でフォームブリッジという既存のフォームの作成ツールを使わせていただいているのですが、ここにgo.jpドメインで、あらかじめフォームとして自動生成されるようなフォームを一旦つくった上で、それをそのままkintoneに埋め込んでいくという開発作業のプロセスがあるそうで、Salesforceで全部通してしまうと、全部それが一気通貫で対応しているものですから、このフォームのところにつくり込み、それをkintoneとちゃんとひもづけるという作業を丁寧にやらなくてはいけない分、時間がかかるという説明だということを受けて、それなら分かるよと。でも、大した違いではないじゃんということになったということではありますが、ちょっと具体的にという話だった

ので、彼我の差で言うと、そんなところかなと思います。

それから、まだ日本政府にはこういう概念はないと思うのですが、アメリカの連邦政府のエンタープライズアーキテクチャーのリファレンスモデルなどを見ると、アプリケーションリファレンスモデルというスタックがちゃんとありまして、それがリファレンスとして提供されていますが、日本政府の中には、まだアプリケーションをリファレンスの中で、きちんと比較検証して置いておいて、みんなのナレッジベースにするという発想自体がまだないと思いますので、こういうのをきっかけに、まずはkintoneとSalesforceどちらが良いのぐらいの、初歩的にはそんなところから始めるしかないのだろうと思います。

住田専門委員にも御紹介、御指摘をいただいた構造化の話については、もう本当そのとおりと思っていますので、確かにいきなりベースレジストリまで届く話かどうかはあれですけれども、できるだけ全体の改善プロセスとして無駄がないようにうまく進めていけたら良いかと、それは希望している段階なので、引き続き御指導いただければと思います。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

迅速に作業を実施していただいて、アジャイルというお話がありましたけれども、こういう取組はすごく重要だと思います。

1点、GビズIDが、ここに乗らなかったとの話がありました。私、その話がよく理解できなかったのですが、GビズIDの連携は重要だと言われているのですが、これはどんな経緯で、結局、今回、乗らなかったのでしょうか。

○中小企業庁（村上部長） 細かいところが不正確だったら、また確認をして御報告を申し上げますが、まず、GビズIDの世界と、それからGビズIDの世界に連動して、今回のこの事業そのものは直接関係ありませんが、Jグランツというものがございまして、国に直接補助金を申請する方のJグランツというのが、バージョン1.0がおとしリリースされているのですが、正直不十分なシステムだったということで、実は持続化給付金とかそのときに間に合わなかったという経緯がありました。

膨大なエンティティが要った持続化給付金、家賃支援給付金は、Jグランツを使う機会は逃したのですけれども、この12月にバージョン2.0がリリースされまして、こちらは相当程度使えるということで、では、以降は、このJグランツバージョン2.0で行こうということと、それに合わせて、GビズIDについては、実は随時改善を続けておりました。

その辺がJグランツとGビズIDと、それから、デジタル庁に御相談して、基本的には法人の申請ものはGビズIDで行くよねというところは、まだ若干、去年の夏と秋の時点では、そもそもデジタル庁の議論も含めてぐらぐらしていたところがございます、実はGビズID周りをどういう申請体制にするかとか、どのように法人情報をひもづけるのかとか、それにひもづく認証局の電子証明書を、今の法務省の認証局の署名を使うのか何を使うのかと、議論がふらふらしていたという状態でございます、実は、何となくそれが落ち着いてき

たのが、この2～3月頃からという状態になってございます。

その辺は、Jグランツの方のバージョンアップ作業がそういう形でいろいろな形でこの冬動いたものですから、本年度は、このJグランツ、バージョンアップ後のものを使わせていただければ、そこからワンスオンリーできちんと、転記不要で、今、事業再構築補助はそうしましたけれども、ほかのものにも汎用的に、ワンストップでいけるようになるのかという改善ができるようになるだろうと。

すみません。ちょっとぐでぐでしていますが、要するに秋から冬にかけて、いろいろなものがJグランツに引きずられながら検討していった。一方、去年はこの申請システムは今後の検討課題として連携していませんでしたと、そんなところでございます。

○高橋座長 分かりました。そういう経緯があったということで承りました。どうもありがとうございます。

IT室、何か御感想ございますか。デジタルの構造化とかいろいろ出てきましたが、政府全体として検討すべき話として、いかがでしょうか。

○内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（尾原参事官） IT室です。

今いろいろお話しいただきましたベースレジストリやGビズIDといった共通的な機能の部分については、今の段階で具体的にどうこうということは申し上げられませんが、デジタル庁でしっかり整理して進めていかなければいけないと思っております。以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

先生方、最後に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、そろそろお時間が参りましたので、ここまでとさせていただきたいと思えます。経済産業省におきましては、随分肯定的な意見が多かったと思えますが、それを踏まえまして引き続き取り組んでいただきたいと思います。経済産業省の皆様、本日はどうもありがとうございました。

○中小企業庁（村上部長） どうもありがとうございました。御指導、よろしく申し上げます。

○高橋座長 それでは、議事4「規制改革ホットラインの処理方針」に移りたいと思えます。まず、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○大野参事官 お手元の資料5を御覧ください。

既にこちらにつきましては、先生方にお送りしているとおりでございますが、デジタルガバメントワーキンググループ、書面の全面的な見直しを求めているという関係で、◎が多くなっています。若干、時点が古いということで、措置済となっているものもござります。

この中身につきましては説明を省略させていただきますが、行政手続においてデジタル化を考えているものが◎という形で、今回、御提出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらば、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

◎がついているものも多いですし、措置済というものも多いと思います。このような形で対応するという事で決定させていただきたいと思います。

それでは、時間より若干前でございますが、検討も十分できたということで、ここまでとさせていただきたいと思います。

本日の議題は以上でございます。今後の日程につきましては、追って事務局から御案内をさせていただきたいと思います。

それでは、これにて会議を終了いたします。皆様方におかれましては、退出するボタンにより御退出をいただければありがたいと思います。本日はどうもありがとうございました。